

徳島県企業局事業のあり方に関する 報告書

平成20年11月

徳島県企業局事業のあり方懇話会

目 次

はじめに

I	企業局事業の「あり方」検討の背景	1
II	企業局事業の概要	2
	1. 組織体制	
	2. 事業概要	
	(1) 電気事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 土地造成事業	
	(4) 駐車場事業	
	3. 経営状況	
III	企業局事業を取り巻く環境の変化と対応	7
	1. 経営環境の変化	
	2. 各事業における対応	
	(1) 電気事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 土地造成事業	
	(4) 駐車場事業	
IV	企業局事業の意義と今後の方向性	10
	1. 事業全体	
	(1) 意義	
	(2) 今後の方向性	
	(3) 運営上の個別意見	
	(4) 経営形態の検討	
	2. 事業別方向性等	
	(1) 電気事業	
	(2) 工業用水道事業	
	(3) 土地造成事業	
	(4) 駐車場事業	
V	新規事業への取り組み	14
	1. これまでの取り組み	
	2. 今後の取り組み	
	(1) 方向性	
	(2) 具体的取組	

おわりに

<参考資料1>		
用語解説等		16
<参考資料2>		
徳島県企業局事業のあり方懇話会設置要綱		18
徳島県企業局事業のあり方懇話会委員名簿, 開催状況		

はじめに

「徳島県企業局事業のあり方懇話会」は、企業局設置後、半世紀の間における社会情勢の変化が、企業局事業がもつ意義や役割までも、少なからず影響を及ぼしていることから、今後の企業局事業の「あるべき姿」や「かたち」を検討するにあたり、幅広い分野から意見・提言を求めするため、設置されたものである。

平成19年12月の初会合以来、現地視察と全5回の会議を開催し、企業局事業の実施状況や、課題、意義などの分析から、様々な意見が出され、取りまとめに至ったところである。

ここにこれまでの会議で出された「意見」「提言」を、懇話会からの「報告書」として徳島県企業局長に提出することとし、今後の企業局事業の運営の一助として役立てていただくことを望むものである。

I 企業局事業の「あり方」検討の背景

昭和31年の企業局の発足（発足当初は電気局）以来50年が経過し、施設の老朽化が進行するとともに、地方公営企業である企業局を取り巻く環境も、「地方分権」、「行財政改革」、「国から地方へ」、「官から民へ」、といった流れの中で大きく変化してきている。

企業局では、平成16年3月に「徳島県企業局長期経営計画」を策定し、経営基盤の充実強化に向け、諸課題の解決に取り組んでいるところであるが、地方公営企業を運営する他の地方公共団体においても、社会情勢の変化に対応するため、事業の実施にあたっての様々な検討がなされているところであり、企業局でも改めて「環境変化に対応した『将来像』の検討」を行うこととした。

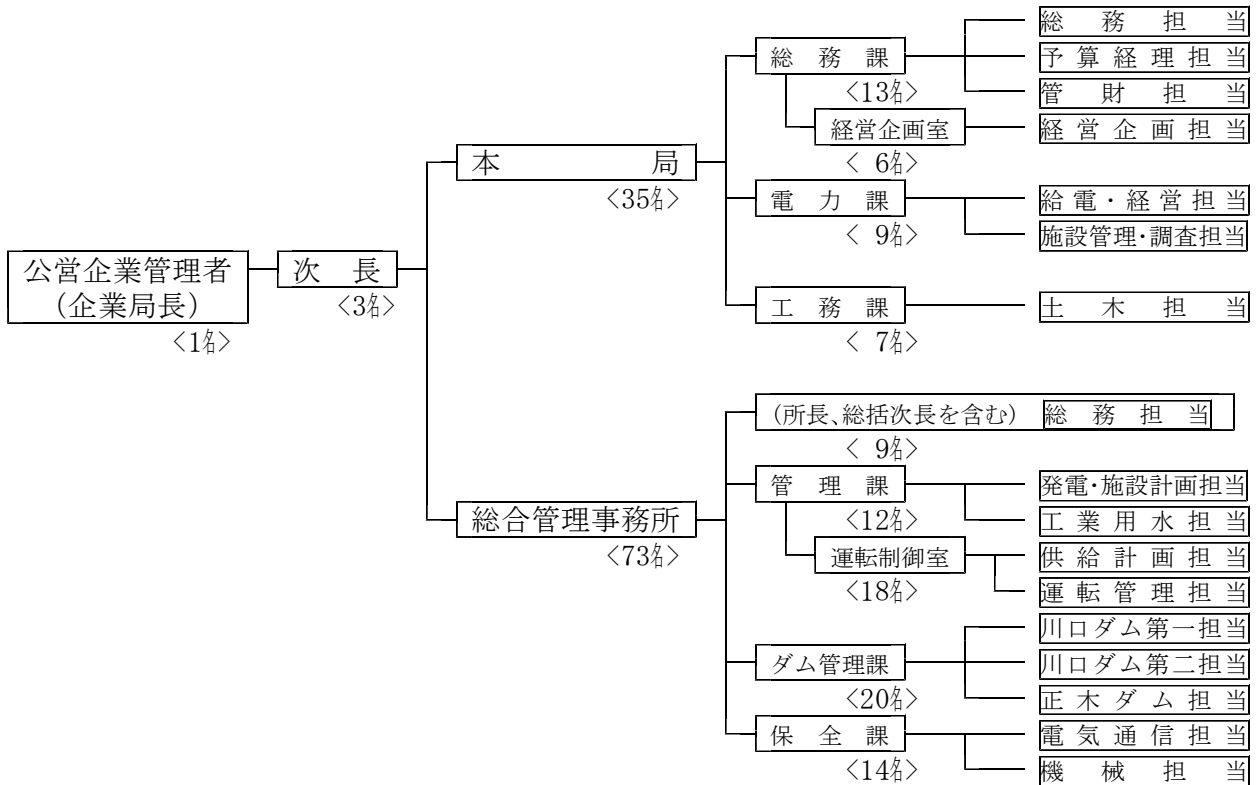
また、県の総合計画である「オンリーワン徳島行動計画（第Ⅱ幕）」や行財政改革プランである「とくしま未来創造プラン」が策定され、こうした計画との連携も求められているところである。

II 企業局事業の概要

1. 組織体制

(1) 現在の組織

職員数 112 名 [平成 20 年 4 月 1 日現在]



- 現在、公営企業管理者である企業局長を筆頭に、局長を補佐する各次長、及び3課一室39名と、事務所である「総合管理事務所」73名の計112名の職員で、事業を運営している。

(2) 人員の推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
本局	47	43	44	43	42	41	40	40	40	39
事務所	89	89	89	89	86	84	84	83	78	73
計	136	132	133	132	128	125	124	123	118	112

- 昭和31年の企業局発足当初は、87名の職員でスタートし、その後工業用水道事業の拡大などで、昭和40年代半ばには150名を超えたが、昭和50年度に発電総合管理事務所を設置し、各発電所の集中管理を行うことにより、人員削減を行ってきている。
- 特に、最近では、平成11年度の総合管理事務所設置による電気及び工業用水道事業の統合管理の開始や、行財政改革への対応、更には平成19年度の長安ロダム国直轄化などにより、平成11年度から10年間に、本局で8名、事務所で16名、計24名を削減し、現在では、112名となっている。

2. 事業概要

(1) 電気事業

- 電気事業は、戦後の急迫した電力事情に対処するため、治水、かんがい等を総合して開発する那賀川河川総合開発事業及び勝浦川総合開発事業に参画して発電所を建設・運営することにより電力確保の一翼を担うと同時に、地域経済の発展に寄与することを目的に設置された。
- 現在、那賀川水系に坂州発電所（那賀町(旧木沢村)）、日野谷発電所（那賀町(旧相生町)）及び川口発電所（那賀町(旧相生町)）の3発電所を、勝浦川に勝浦発電所（勝浦町）の合計4発電所を運営し、年間約3億3千5百万kWh（標準家庭で約93,000世帯の年間消費電力量に相当）を発電し、四国電力株式会社に卸供給している。
- 平成13年5月には、佐那河内村に風力発電所を設置し、県内風力発電導入の先導的役割を果たしたが、平成18年4月末に故障停止し、その後、平成19年7月、隣接地で大規模な風力開発を進めていた民間事業者を引き継ぐこととなった。

水力発電設備の概要

(H20.4.1 現在)

発電所名	最大出力 (kW)	年間予定供給 電力量(kWh)	最大使用水量 (m ³ /s)	運転開始年月
坂州発電所	2,400	5,100,000	6.3	昭和27年5月
日野谷発電所	62,000	247,900,000	60.0	昭和30年11月
川口発電所	11,700	46,000,000	70.0	昭和35年10月
勝浦発電所	11,300	35,700,000	10.0	昭和52年5月
合計	87,400	334,700,000	—	—

(2) 工業用水道事業

- 工業用水道事業は、工業開発による地域振興を目指し、昭和39年、徳島市を中心に鳴門市から阿南市にかけての4市7町1村の県東部臨海地域が新産業都市建設促進法に基づく地域指定を受けたことに伴い、産業基盤としての工業用水道を整備することに加えて、地盤沈下や塩水化防止を図ることを目的として、昭和41年4月に設置された。
- 現在、吉野川北岸工業用水道及び阿南工業用水道の2施設で35事業所に工業用水を供給し、一日当たりの契約水量は188,220m³となっている。
- 昭和49年に運用を開始した大麻工業用水道は、平成18年度末をもって事業を終了し、民間企業に譲渡されている。

工業用水道の設備概要

(H20.4.1 現在)

事業名	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 (m ³ /日)	給水単価 (円/m ³)	給水区域	給水先	運用開始 年月
吉野川北岸	160,000	115,520	14.8	徳島市, 鳴門市, 板野郡	25	S43.4
阿南	93,000	72,700	16.0	阿南市臨海部	10	S45.4
合計	253,000	188,220	—	—	35	—

(3) 土地造成事業

- 土地造成事業は、自然との調和を図りつつ、工業開発によって地域の産業基盤を整備し、地域の発展と住民の福祉増進を図ることを目的として、昭和43年10月から現在に至るまでに、臨海部で1地区、内陸部で5地区の合計約182haの工業用地の造成を実施している。
- 西長峰工業団地の3区画6.1ha(60,962㎡)以外は、既に売却が完了しており、現在では、西長峰工業団地への早期立地に向けた取り組みを、関係部局と協力して進めている。

(4) 駐車場事業

<藍場町地下駐車場>

- 徳島駅周辺の交通渋滞の緩和を図ることを主たる目的として、昭和48年、第1駐車場(収容台数100台)の営業が開始された。
- 昭和49年には第2駐車場(収容台数200台)が完成し、現在、総収容台数300台の駐車場として営業している。

<松茂駐車場>

- 高速バス利用者のパークアンドバスライド*を円滑にするとともに、物産館利用者のための駐車場として、平成15年4月から221台の駐車場として営業が開始された。
- 平成16年3月には収容台数を230台に増やし、現在に至っている。

<運営形態>

- 平成18年度から両駐車場とも指定管理者制度*を導入し、効率的な管理運営に努めている。

[注]本文中の※印は、16,17ページに用語の解説等を記載。以下同様。

3. 経営状況

(1) 現在の経営状況

□収益的収支(平成19年度決算)

(単位:千円)

	電 気	工業用水道	土地造成	駐車場	計
事業収益	2,579,587	1,098,174	7,724	91,992	3,777,476
事業費用	2,469,841	890,783	1,825	75,964	3,438,413
差引(純利益)	109,746	207,391	5,899	16,027	339,063

□資本的収支(平成19年度決算)

(単位:千円)

	電 気	工業用水道	土地造成	駐車場	計
資本的収入	1,662,802	54,733	33,077		1,750,612
投資有価証券償還金	999,865				999,865
他会計貸付金償還金	611,585		33,077		644,662
その他	51,352	54,733			106,085
資本的支出	2,352,794	343,545	50,000	15,485	2,761,824
建設改良費	308,098	36,704			344,802
企業債・他会計借入金償還金	44,696	303,816		15,485	363,997
投資(他会計貸付)	2,000,000		50,000		2,050,000
その他		3,025			3,025
補填財源	△689,992	△288,812	△16,923	△15,485	△1,011,212

□貸借対照表（平成19年度決算）

①電気事業

(単位：千円)

固定資産	固定資産	10,184,748	負債	固定負債	1,773,775
	投資	6,880,053		流動負債	956,735
	計	17,064,801		計	2,730,510
流動資産	7,524,245	資本	資本金	18,046,200	
			剰余金	3,812,336	
			計	21,858,536	
資産合計		24,589,046	負債・資本合計		24,589,046

②工業用水道事業

(単位：千円)

固定資産	固定資産	7,946,445	負債	固定負債	623,928
	投資	58		流動負債	152,255
	計	7,946,503		計	776,183
流動資産	2,702,405	資本	資本金	6,385,014	
			剰余金	3,487,711	
			計	9,872,725	
資産合計		10,648,908	負債・資本合計		10,648,908

③土地造成事業

(単位：千円)

固定資産	固定資産	11,806	負債	固定負債	—
	投資	565,385		流動負債	1,757
	計	577,191		計	1,757
未成土地	914,805	資本	資本金	1,561,122	
流動資産	225,317		剰余金	154,434	
			計	1,715,556	
資産合計		1,717,313	負債・資本合計		1,717,313

④駐車場事業

(単位：千円)

固定資産	固定資産	1,021,326	負債	固定負債	26,538
	投資			流動負債	321
	計	1,021,326		計	26,859
流動資産	554,437	資本	資本金	1,329,251	
			剰余金	219,653	
			計	1,548,904	
資産合計		1,575,763	負債・資本合計		1,575,763

(2) 純利益の年度推移

(単位：千円)

事業 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19
電気事業	501,637	390,027	435,642	183,293	109,746
工業用水道事業	147,728	127,415	128,906	157,313	207,391
土地造成事業	4,547	4,628	2,499	9,295	5,899
駐車場事業	23,166	16,649	26,232	14,365	16,027
計	677,078	538,719	593,279	364,266	339,063

(3) 資金の運用状況

□内部留保資金の状況（平成19年度決算）

（単位：千円）

	電 気	工業用水道	土地造成	駐車場	計
修繕準備引当金	1,747,900	416,426		26,538	2,190,864
退職給与引当金	25,875	7,502			33,377
損益勘定留保資金	1,007,364	1,533,974	64,615	342,197	2,948,150
利益積立金			126,420	2,310	128,730
その他			4,511		4,511
中小水力発電開発改良積立金	3,479,000				3,479,000
利益剰余金	304,885	592,248	28,014	183,071	1,108,218
計	6,565,024	2,550,150	223,560	554,116	9,892,850

□投資の状況

①貸付金（平成19年度末残高）

（単位：千円）

	電 気	工業用水道	土地造成	駐車場	計
一般会計	800,000				800,000
病院事業会計	250,000		315,385		565,385
市町村振興資金貸付金特別会計	2,784,615				2,784,615
中小企業・雇用対策事業特別会計	2,000,000		50,000		2,050,000
工業用水道事業会計	46,200		200,000		246,200
計	5,880,815		565,385		6,446,200

②その他の投資（平成19年度末残高）

（単位：千円）

	電 気	工業用水道	土地造成	駐車場	計
国債購入	999,070				999,070
計	999,070				999,070

Ⅲ 企業局事業を取り巻く環境の変化と対応

1. 経営環境の変化

徳島県の企業局事業については、これまで順調に推移し、健全経営を続けてきているところであるが、事業を取り巻く環境を見渡した場合、次のような状況に置かれており、こうした状況下での諸課題に、適切に対応していくことが求められている。

(1) 地方行財政を取り巻く厳しい環境

近年における景気の低迷や、国の進める三位一体の改革等により、各地方公共団体においては厳しい財政状況に直面し、行財政改革が断行されている。他県の地方公営企業では、民間への事業譲渡や知事部局への移管が行われるなど、厳しい地方行財政環境が、地方公営企業の経営形態に少なからぬ影響を与えている。

(2) 電力自由化の動き

本県企業局事業の主たる柱である公営電気事業については、電力自由化*を目指した電気事業法の改正により、平成22年度から「卸電気事業者*」でなくなることから、電力会社への売電義務がなくなり、売電先の自由度が増す一方、「供給形態」によっては、市場経済の影響を大きく受けることが予想される。

(3) 施設の老朽化等

企業局の施設・設備について、昭和27年5月に運転を開始した坂州発電所をはじめとして、各施設とも建設後、長期間を経過しており、また、近い将来発生すると予想される南海地震に対する備えも必要であることから、老朽化対策や耐震化対策が急務となっている。

(4) 自然環境の変化

近年、地球温暖化が世界的に問題となっており、日本でも、集中豪雨が多発する一方、渇水が発生するなど、「地球温暖化」が一つの原因とされる異常気象が頻発している。これら「自然環境の変化」が、企業局事業にも影響を及ぼすことが懸念される。

また、公営企業者としても、地球温暖化防止に向け、何らかの役割を担っていくことが求められている。

2. 各事業における対応

このような状況下における諸課題について、企業局では、各事業ごとに、次のとおり取り組みを進めている。

(1) 電気事業

①施設の機能維持

各施設とも建設から長期間が経過していることから、良好な設備の維持管理に要する多額の費用が、経営を逼迫させることがないよう、「電気事業長期工事計画（平成19年度～平成28年度）」を策定し、計画的な老朽化対策や耐震化対策に努めることとしている。

②効率的な水（ダム）運用

「那賀川水系河川整備計画^{*}」において、長安ロダム及び川口ダムの底水が不特定容量に位置づけられ、両ダムの一体となった水運用の重要性が増していることから、河川管理者と一体となったダム運用や、低水位での発電が可能となるよう川口発電所の設備改良に取り組むこととしている。

③長安ロダム改造事業への協力

渇水対策を含めた国の長安ロダム改造事業等に、電気事業者としても協力して取り組む必要があることから、電気事業者としての適正な負担や発電に影響が少ない工法の検討など、適切な参画に努めることとしている。

④電力自由化への対応

電力自由化^{*}に伴い、平成22年3月で「みなし卸電気事業者^{*}」としての位置づけが終了することから、同年4月以降の事業形態については、引き続き四国電力^(株)に卸供給を行う「卸供給事業者^{*}」として、安定的な買取り先を確保することとしている。

また、「卸供給」を継続して行う場合でも、他の事業者と競合することから、引き続き経営の効率化にも取り組むこととしている。

⑤新エネルギーへの取り組み

地球にやさしい新エネルギー^{*}の導入については、水力発電の運営や風力発電の導入で得た知識や経験を活かし、今後も時代の要請に応じて検討を行っていくこととしている。

⑥地域への貢献

地域の発展や、地域との協調を推進する必要があることから、地域活性化のための事業を、今後も継続して実施していくこととしている。

(2) 工業用水道事業

①施設の機能維持

昭和43年3月に吉野川北岸工業用水道事業が、昭和45年4月には阿南工業用水道がそれぞれ運用を開始し、約40年が経過した設備であるため、老朽化対策や耐震対策について、計画的な設備の機能維持を図る必要があることから、「工業用水道事業長期工事計画（平成20年度～平成29年度）」を策定し、安定した事業運営に努めることとしている。

②阿南工業用水道で頻発する渇水

那賀川水系の渇水は恒常化しており、ほぼ毎年のように取水制限が実施されている。特に平成17年、19年の春渇水は、過去に例を見ないような渇水で、阿南工業用水道から給水を行っている企業では多大な被害を受けた。工業被害の低減を図るため、関係機関と連携して渇水対策に取り組む必要があることから、これまででも地下水送水設備の整備や、長安ロダム予備放流設備の改良、那賀川渇水調整制度（水の和基金）の創設などを実施しており、今後とも関係機関と連携した渇水対策への取り組みを行うこととしている。

③未売水と需要拡大

吉野川北岸工業用水道では、給水能力に対して27.8%、阿南工業用水道では21.8%の未売水があり、安定した経営を続けていくためには、需要を拡大し、収入増に努めていく必要があることから、積極的な企業訪問の実施により、新規供給先の開拓など、需要拡大に向けた取り組みを実施していくこととしている。

(3) 土地造成事業

①未分譲用地への早期立地

西長峰工業団地の未分譲用地について、企業の早期立地に努める必要があることから、分譲価格の見直しをはじめ、誘致対象業種の拡大等、様々な企業誘致策に関係部局と連携して取り組むこととしている。

(4) 駐車場事業

①施設の機能維持

藍場町地下駐車場は、施設・設備の老朽化が進んでおり、今後、設備の更新や耐震改修工事等で多額の経費が必要となることから、「駐車場事業長期工事計画（平成20年度～平成29年度）」を策定し、効率的な改修工事等の実施に努めることとしている。

②施設の効率的な運用による利便性の向上と利用促進

藍場町地下駐車場では、民間駐車場が増加したことに加え、買い物客の流れが郊外店へシフトしたことなどにより、また、松茂駐車場では、周辺の民間駐車場が急激に増加したことにより、それぞれ利用者が減少傾向にある。このため、藍場町地下駐車場では、第1駐車場へのエレベーター設置と雨よけ通路の設置工事の実施や、松茂駐車場では、利用料金の引き下げを行うなど、利便性の向上や利用促進に努めることとしている。

③指定管理者制度の有効な活用

利便性の向上と利用促進に対応するため、民間のノウハウを最大限活用すべく、指定管理者制度*を有効に活用する必要があることから、指定管理者との更なる連携の強化に努めることとしている。

IV 企業局事業の意義と今後の方向性

1. 事業全体

(1) 意義

企業局では、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」という地方公営企業経営の基本原則に基づき、受益者負担による独立採算を維持しつつ、工業開発のための産業基盤である電気事業、工業用水道事業及び土地造成事業を、また、都市部の交通渋滞緩和や観光・交通ネットワークの拠点のため駐車場事業を実施することにより、県民福祉の増進に努めてきた。

(2) 今後の方向性

- 企業局が事業を実施するという事は、一般行政施策による事業とは異なり、長期継続を基本に、民間企業の手法を採り入れ、利益も確保し、独立採算で運営していくといった趣旨であり、そのためには、企業局という独立した組織として、民間企業のようなしなやかさを持って運営することが必要であり、危機的な状況下におかれた場合でも、いかに柔軟に経営課題に対応できるかが重要となる。
- 他の地方公共団体では、行財政改革や規制緩和の流れの中で、経営状況の芳しくない団体等にあっては、地方公営企業の廃止や事業譲渡などが行われているが、概ね良好な経営状況を維持している本県企業局においては、事業の「廃止」や「譲渡」の方向ではなく、予測しがたい社会環境の変化にどれだけ適切に対応できるか、ということを考えていくべきである。
- こうしたことから、企業局が持つ特性や特徴を活かしながら、公共的サービスの向上に努めていく、といったことが今後の企業局事業の方向性になると考えられる。
- 現在実施している4事業に、企業局としてより積極的に取り組むことにより、今後とも県民生活の向上と地域の振興に努められるとともに、企業局事業にも大いに関係し、今日的課題である地球温暖化防止に係る国・県及び関係機関の取り組みに、企業局としても積極的に協力されることが望まれる。

(3) 運営上の個別意見

- 企業局事業は、機動的な運営が保たれるよう、企業局という県組織の一部として、しかも独立した組織として運営していくことがよりよい方法であるが、個別に事業を検証した場合には、「公益性」と「採算性」の観点から、今後、事業の実施方法についての見直し等の検討を要するものも考えられる。
- 「販売力」を高めるため、例えば、管理部門から営業部門を独立するなど、営業体制の強化が必要ではないか。
- 更なる経営の効率化を図るため、類似業務部門をまとめる等の組織体制の検討をしてはどうか。
- 業務効率化の観点から民間委託の導入拡大は必要と考えるが、これまで企業局が蓄積した経営資源である職員の技術を有効に活用することも重要であり、技術伝承のため職員研修等を充実し、必要な技術の維持向上に努める必要がある。

(4) 経営形態の検討

- 企業局が独立した組織として、各事業を運営していく場合、現在の「地方公営企業」形態のほか、平成16年4月に制度化された「地方独立行政法人」という経営形態がある。
- 地方独立行政法人とは、「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせること」を目的として、地方公共団体が設立する法人のことで、地方独立行政法人制度においては、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が柱とされている。
- 地方公営企業と地方独立行政法人の両制度を比較した場合、それぞれに特性*はあるが、現行の「地方公営企業」形態においても、公営企業管理者の指揮監督の下、目標管理や実績評価による計画的な業務運営等により、更なる効率化やサービスの向上を図っていくことは可能であり、また、経営形態の変更に伴うリスクや経費の増大等を考えると、地方独立行政法人への移行の必要性は低いものと判断される。
- したがって、現在の「地方公営企業」形態により、事業を実施していくことが適当であり、その特徴や特性を活かして、効率的でスピード感のある経営手法を求めるものである。

2. 事業別方向性等

(1) 電気事業

①意義

電気事業の運営を通じて、「環境の保全」や「地域社会への貢献」、「自然エネルギー等の開発発展」に寄与するとともに、那賀川、勝浦川においては、洪水時や渇水時に河川管理者と一体となった運用管理を行い、「河川の洪水調節と有効活用」に寄与してきた。

②今後の方向性

- 電気事業は、企業局の安定した、しかも主力の柱となる事業であり、本県の場合、減価償却の進んでいる資産が多いことや、企業債の償還を平成21年度に全額終える予定であるなど、健全な経営が行われており、今後とも県直営を堅持していくことが妥当であると考えられる。
- 電気事業が果たす役割や意義から、将来的な大きな展望のもと、施設の良好な維持管理等のため長期的な計画をもって、独立した組織として公営企業方式で事業を継続し、事業の運営を通じて、更なる地域社会への貢献が望まれる。

③運営上の個別意見

- 施設・設備の大規模改修や、それに充てる内部留保資金の計画は、10年を超える期間の単位で予測を立てておくことが必要である。
- 県の一般会計や特別会計への「貸付け」等の財政支援は、企業局の地域社会への貢献のあり方として、適切な方法であり、今後とも取り組みを進める必要がある。

- 渇水や洪水といった災害等に備えるため、国が実施する「渇水対策を含めた長安ロダムの改造事業」に積極的に協力するとともに、「森林の水源涵養機能」を維持、保全する事業への取り組みを検討してはどうか。

(2) 工業用水道事業

①意義

収益性が低く、しかも初期投資額が膨大で、経営リスクが高い工業用水道事業を企業局が実施することにより、「産業の発展と地域振興」に寄与するとともに、「地盤沈下の防止」と「地下水塩水化の防止」に貢献してきた。

②今後の方向性

- 工業用水道事業は、電気事業と同様に企業局の安定した柱となる事業であって、事業の果たす役割や意義からも、今後も独立した組織として公営企業方式で事業を継続し、その使命を果たすべく工業用水の安定供給に努め、県内産業の発展と経済の活性化に繋げていくことが望まれる。

③運営上の個別意見

- 施設・設備の大規模改修や、それに充てる内部留保資金の計画は、10年を超える期間の単位で予測を立てておくことが必要である。
- 安定した収入を確保するため、未売水の解消にむけ、積極的な需要拡大が必要であり、その手法として、工業用水給水先企業との貴重な接触機会を誘致情報や販路拡大に活かすことや、本来用途以外の多面的な利用を検討されたい。
- 近年、小雨傾向による那賀川水系や吉野川水系の渇水が、しばしば事業実施上の問題となっており、関係機関と連携し、対応策への取り組みに積極的に協力していく必要がある。

(3) 土地造成事業

①意義

これまで「辰巳工業団地」や「土成工業団地」等、「県内産業基盤の整備」と「地域経済の発展」に貢献してきたところであり、今後、西長峰工業団地の未分譲地に企業が立地すれば、地域への更なる企業立地効果が期待されることとなる。

②今後の方向性

- 土地造成事業は、これまで造成地への企業立地によりその使命を果たしてきたところであるが、近年、本来の目的である企業の立地がなされておらず、その効果を楽しんでいない状況であるため、まずは商工労働部と連携し、早期の企業立地に向けた工業団地の分譲を優先して考えるべきである。
- 今後、状況を見極めた上で、現在のように維持管理が企業局の主たる業務として続くのであれば、適当な部署に事業自体を移すことも、選択肢の一つではないかと考えられる。

③運営上の個別意見

- 未分譲地への早期立地のため、工業用水給水先企業との接触機会を有効に利用し、誘致情報の収集に活かす必要がある。
- 工業団地を工業用地だけとして売るのではなく、他の用途目的で利用する可能性について検討をしてはどうか。
- 立地が進まない場合、管理費用だけでも嵩むこととなるので、分譲単価の設定に、市場価格も考慮するといった工夫を加えてみてはどうか。

(4) 駐車場事業

①意義

藍場町地下駐車場は、徳島駅周辺の交通渋滞と駐車場難の緩和を目的に設置され、都市公園や郷土文化会館に併設の駐車場としての役割も担っている。

また、松茂駐車場は、「パークアンドバスライド*の促進」と「観光・物産の振興」を目的に設置されたものであり、共に県民サービスの向上を目指したものである。

②今後の方向性

- 駐車場事業は、事業開始から年数の経過とともに、民間事業者による同事業への参入が数多くなされており、「より民間に近い事業」と言えるが、都市公園との関係や観光・物産の振興といった設置の経緯等から、直ちに、民間へとといった方向性は打ち出し難い。
- 「公設公営」の特性を活かし、民間とは違った形で、より公共性が発揮できるよう事業運営を行っていくべきである。また、今後の道路交通網の整備をにらんで、交通結節点を上手く利用した新たな展開なども視野に入れておく必要がある。

③運営上の個別意見

- 民間ではできない利用促進策の検討などにより、公共性の確保に努め、「県民が利用しやすい駐車場」として、運営されることが望まれる。
- 「民間との競合」を念頭に置き、柔軟でスピード感のある対応が必要である。
- 藍場町地下駐車場では、郷土文化会館や藍場浜公園などの近隣の県営施設と連携した運営やサービスを実施し、イベント情報等と併せて、積極的なPRに活かしてはどうか。
- 松茂駐車場では、バス事業者や物産館との連携の強化による更なる利便性の向上策が必要である。

V 新規事業への取り組み

1. これまでの取り組み

これまで企業局では、事業運営を通じて蓄積した様々な経営資源を活用できるよう、既存事業の拡大を始め、時代のニーズに見合った新たな事業について、研究や検討を重ね実施してきた。

その際の条件として、

- ・ 県民福祉の向上を目的とした「公益性」、
- ・ 事業存続のための「採算性」、
- ・ 民間でできるもの以外のものに着眼した「民間との非競合」
- ・ 「実現の可能性」を見極める、

といったことを念頭に従前から継続的な検討を行っている。

その具体的な方向としては、

- ・ 「新エネルギー^{*}の導入」に向けた事業、
- ・ 「未利用資源を有効に活用」した事業、
- ・ 「地域振興」に資する事業、
- ・ 「人材を活用」した事業、

などを目指すべき具体の方向として考えている。

2. 今後の取り組み

(1) 方向性

- 健全な運営を続けている現状においては、敢えてリスクを冒してまで、新たな事業に取り組むよりも、現在の4事業をしっかりと経営することが重要であること、また、企業局では、県施策の一部を地方公営企業という経営形態で担っていることから、全く新しい事業への取り組みについては、県行政全体の大きな方針の中で決定されるべきものであり、当懇話会では、現在実施している4事業に関連した新たな取り組みについて提案する。
- 企業局事業の原点に立ち返ると、主力事業の「電気事業」と「工業用水道事業」は、何れも「水」を活用した事業である。地球温暖化や化石燃料の枯渇などが問題化している昨今、天然資源である「水」の恩恵を受けている企業局にとって、「環境保全」への取り組みは、重要な課題と考えられる。
- また、日本において洞爺湖サミットが開催されるなど、地球環境への関心が高まる中、県においても、先般（10月17日）、「地球温暖化対策推進条例」が制定され、この中で、地球温暖化対策に係る県の率先実施が謳われており、企業局としての「環境保全」に対する取り組みが、これまで以上に重要になっている。
- こうしたことから、今後の事業への取り組みは、「環境保全」に軸足を置いた検討がなされるべきものであって、企業局がこれまでに取り組んだ「佐那河内風力発電所」のように、企業局として民間事業者の先例となるような事業展開が求められる。
- また、本来の目的である「公共の福祉の増進」すなわち、「県民生活の向上」のため、これまで企業局が蓄積した経営資源を最大限に活かし、高品質で安定した供給を目指して取り組まれるとともに、県行政とより一層の連携が図られることを望む。

- 更に、「県民生活の向上」のためには、事業における県民の理解と協力が必要不可欠であり、企業局事業の実施状況等を、より一層広報することが重要である。今後の事業運営においては、これまで、その意義や役割が十分広められていなかったという点も踏まえた上で、県の取り組みとも呼応して、企業局事業の広報活動にも、御努力いただきたいと考える。

(2) 具体的取組

- 具体的な取り組みとして、委員から次の提案があったところである。
 - ◇クリーンエネルギー*を利用した「新エネルギー*の導入推進」のための先駆的事业業
 - ◇吉野川北岸工業用水道で発生する泥土を活用した、園芸用土や工業製品化への取り組み
 - ◇企業局の保有する資金を一般会計等へ積極的に貸し付け運用する取り組みの検討
 - ◇学校や企業等に対する企業局の人材を活用した出前講座などのPR事業
 - ◇企業局事業への理解を目的として、ダム施設などへの視察を受け入れる広報事業
 - ◇水資源や森林保全の重要性への理解を深める啓発事業
 - ◇広報事業を切り口として、地域の自然と合わせて企業局施設をアピールする事業
- これらの取り組みについて、積極的に検討をお願いするとともに、環境技術の進展や国の新たな制度の活用など、常にアンテナを高くして情報収集に努め、スピード感のある対応で、県民生活（福祉）の向上と、地域の環境保全に積極的に取り組まれるよう、切に願うものである。

おわりに

これまで一般県民に、ともすれば、なじみの少なかった企業局事業について、当懇話会の開催によって委員として、事業実施状況をはじめとしその役割や意義にいたるまで改めて認識し理解させていただいた。

特に、ダムや発電施設、工業用水道施設の現地視察においては、その壮大さや役割の大きさに改めて感嘆したところである。

本文とも重複するが、企業局はこれまで、工業開発のための産業基盤である「電気」、「工業用水道」及び「土地造成」の各事業や、都市部の渋滞緩和や観光・交通ネットワークの拠点となる「駐車場事業」を、地方公営企業として実施することにより、地域経済の発展に必要な社会資本整備に、重要な役割を果たしてきた。

このような企業局事業の役割や意義が広く県民に理解され、企業局が今後も県組織の一部として県勢発展の一翼を担い、県民生活向上のため努力されることをお願いし、懇話会からの意見とする。

<参考資料 1 >

1. 用語解説等

○電力自由化 (7p,8p)

我が国の電気料金を国際的に遜色のないコスト水準とするため、平成7年4月に電気事業法が改正され、まず、「発電部門の自由化」が行われた。

平成11年5月には、より一層の競争促進を図るため、電気事業法が再度改正され、平成12年3月から順次「電力小売の自由化」が実施され、現在では、一般家庭や小さな事務所（工場）以外の電力需要家は自由化の対象となっている。

○卸電気事業者 (7p)・卸供給事業者 (8p)

電力会社（一般電気事業者）に、電気を供給する事業を「卸供給事業」という。

また、発電機出力の合計が、200万キロワットを超える事業者を「卸電気事業者」といい、それ以下の事業者を「卸供給事業者」という。

○みなし卸電気事業者 (8p)

平成7年の電気事業法改正前に卸電気事業の許可を受けていた公営電気事業者は、電力会社と15年間の卸供給に関する基本契約を結んでいたことにより、電気事業法改正の経過措置として平成22年3月まで「卸電気事業者」とみなされている。

○クリーンエネルギー (15p)

クリーンエネルギーとは、自然現象から得られ、二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの環境汚染物質を出さない、又は、排出が極めて少ないエネルギーのことをいい、水力、太陽光・熱、風力、波力などが該当する。

○新エネルギー (8p,14p,15p)

新エネルギーとは、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と政策的に定義しており、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、廃棄物発電などが該当する。

そのため、実用化段階に達した水力発電などや研究開発段階にある波力発電などは、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていない。

○那賀川水系河川整備計画 (8p)

「安全で安心できる那賀川水系の未来が拓ける川づくり」を基本理念として、関係機関や流域住民との情報の共有・連携を図りつつ、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開することを基本理念として、国土交通省四国地方整備局と徳島県が共同で策定したもので、那賀川水系の国管理区間・県管理区間を対象に、概ね30年の河川整備の計画を示している。

長安ロダムについては、平成19年4月1日に県から国に管理が移管され、那賀川流域の洪水被害の軽減、流水の正常な機能の維持のため、既設長安ロダムの改造（洪水吐きの新設、選択取水設備設置、減勢工の改造）を行うとともに、洪水調節容量及び不特定容量の増量を行い、洪水調節機能等の強化を図ることとしている。

○指定管理者制度 (4p,9p)

平成15年の地方自治法の改正に伴い、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために導入された制度で、「公の施設」の管理について、自治体が出資する外郭団体等の「公共的団体等」だけでなく、新たに民間企業やNPO法人等の団体でも管理を行うことを可能とするものである。

○パークアンドバスライド(4P,13P)

郊外の駐車場にマイカーを駐車（パーク）し、バスに乗り換えて（バスライド）目的地に向かうことで、都市部への車の乗り入れを少なくし、渋滞を緩和するとともに、移動者1人あたりのCO₂排出量を削減できるという効果がある。

◇経営形態の特性比較

	地方公営企業	地方独立行政法人（地方公営企業型）
根拠法	地方公営企業法、地方自治法	地方独立行政法人法
組織形態	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した法人格を有しない。 ・管理者は、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関しては、地方公共団体を代表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した法人格を有する。 ・理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。
事業監理権限	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が直接経営する。 ・予算の議決、決算の認定など、議会による議決に基づいて事業運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人が経営する。 ・設立団体の長が定めた中期目標に基づく中期計画を作成し、事業運営を行う。 ・第三者機関として、地方独立行政法人評価委員会の設置が義務づけられている。
財務・会計	<ul style="list-style-type: none"> ・独立採算を前提とし、地方自治法及び地方公営企業法上の財務会計規定による。 ・長期資金は、地方債である企業債により調達。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立採算を前提とし、原則として企業会計原則による。 ・債権の発行が認められていない。長期借入れも設立団体からの借入れに限って認められている。
人事	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法が適用される。 ・企業独自の人事制度、給与体系の構築が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・＜公務員型＞では、地方公務員法が適用されるが、＜非公務員型＞では、民間企業における職員と同様の扱いとなる。 ・何れも、独自の人事体系を構築することができる。
公租公課	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性の観点から、消費税等の一部の税を除き、非課税扱いである。 ・電気事業及び工業用水道事業にあつては、固定資産税相当額を、施設所在市町村に交付金として交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性の観点から、消費税など一部の税を除き、非課税扱いである。 ・電気事業及び工業用水道事業において、固定資産税の納付が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・議会において事業の意思決定がなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業型地方独立行政法人の場合中期目標に加え中期計画の策定にも、議会の議決を経る必要がある。 ・毎事業年度毎に、評価委員会における評価がなされ、議会に報告する。

<参考資料 2 >

徳島県企業局事業のあり方懇話会設置要綱

(設置)

第1条 徳島県企業局が実施している事業について、今後のあるべき姿等を調査検討するため、徳島県企業局事業のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を企業局長に報告する。

- (1) 企業局事業の経営課題及び今後の方向性に関すること。
- (2) その他、目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 懇話会は、委員7名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、企業局長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他企業局長が適当と認める者

2 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会)

第5条 懇話会は、必要に応じて座長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企業局総務課経営企画室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年10月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年3月31日をもって、その効力を失う。

「徳島県企業局事業のあり方懇話会」委員名簿

	氏 名	現 職 等	摘要
1	横畠 康	四国大学 経営情報学部長	座長
2	井関 佳穂理	公認会計士	
3	梯 学	徳島商工会議所青年部 会長	
4	高畑 富士子	AWAおんなあきんど塾 会員	
5	竹中 淳二	財団法人徳島経済研究所 事務局長・主任研究員	
6	中 央子	特定非営利活動法人徳島県消費者協会 常務理事	
7	藪田 ひとみ	公募（雑誌編集）	

（開催状況）

- 第1回会議：平成19年12月13日
 <議題>「企業局事業の概要及び課題等について」ほか
- 現地視察：平成20年1月18日及び2月5日
 <視察先>長安ロダム，日野谷発電所，川口発電所，吉野川北岸工業用水道，松茂駐車場ほか
- 第2回会議 平成20年3月14日
 <議題>「企業局事業の執行体制及び経営状況等について」ほか
- 第3回会議 平成20年6月5日
 <議題>「企業局事業の今後の取り組み方向等について」ほか
- 第4回会議 平成20年9月10日
 <議題>「企業局事業の今後のあり方等について」ほか
- 第5回会議 平成20年11月14日
 <議題>「懇話会からの報告書（案）について」ほか